

**事由コード13 共同購入品の受取時の対人対物事故保障**

・加入者の責任で共同購入品の受取時に対人対物事故で賠償責任が生じたときの保障

保障内容 治療費と修理費、新規購入費

補足 但し、1申請の保障限度額は5万円。

申請は賠償責任が生じた共済加入者がすること。

同行している子供による事故も対象とします。

対物保障は、損害実額と同程度のものとする。

自動車・バイク（原付）事故は、この保障の対象外です。

行き帰りを含むが、寄り道した場合は対象外。

事故が発生した場合は本部共済事務局へすみやかに連絡。



申請に必要な書類

対人の場合は治療費請求書、大きな事故の場合は事故証明書が必要(コピー可)

対物の場合は現物の写真と修理費明細書もしくは新規購入費領収書(コピー不可)

**《申請書》**

記入日 年 月 日

グループ名	組員 NO.	事由発生組員名(自署)	電話番号
-------	--------	-------------	------

**事由報告**

= 対人 = 被害者	被害者氏名	電話番号	(組員の場合)組員 NO.
	住所 〒 -		
= 対物 = 事故(被害)に合った物		被害実額	円
事故発生日時	年	月	日 時頃
事故発生場所			
事故の状況			
事故の原因			

**請求書**

治療費(実費)	円
修理費または新規購入費	円

グループ名・証明者名(自署)
----------------

\* 所定事項記入後、郵送・ファックス又は配送職員へ原則として事由発生時から60日以内に提出してください。

\* 証明者は、申請者以外の組員です。

事務局記入欄 受付日 年 月 日 受付番号 処理日 月 日